

控 訴 状

平成21年1月30 日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 津 田 玄 児

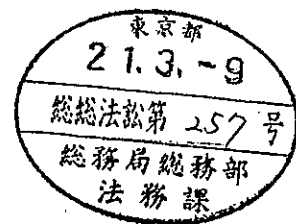
弁護士 木 川 恵 章

弁護士 山 崎 順 一

弁護士 大 谷 恭 子

弁護士 今 村 憲

当事者 別紙当事者目録記載のとおり



再雇用拒否処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額 531万円

ちょう用印紙額 4万8000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成[]年(行ウ)第[]号再雇用拒否処分取消等請求事件について、平成21年1月19日言い渡された判決は、一部不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 被告は、原告に対し、211万円並びに内192万円に対する平成20年3月15日から及び内19万円に対する平成19年1月18日から、いずれも各支払済みまで年5^分部の割合による金員を支払え。
- 2 原告の処分の取消、無効確認及び義務付けを請求する訴えをいずれも却下する。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は全体を3分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決主文第2項を取り消す。
- 2 (主位的請求)

被控訴人が控訴人に対し、平成19年1月17日付けでした再雇用拒否処分及び再任用拒否処分をいずれも取り消す。

(予備的請求)

被控訴人が控訴人に対し、平成19年1月17日付けでした再雇用拒否処分

及び再任用拒否処分はいずれも無効であることを確認する。

3 被控訴人は控訴人を東京都再雇用職員又は東京都再任用職員として採用せ

よ。
4 被控訴人は、控訴人に対し、211万円並びに内192万円に対する平成21年3月15日から及び内19万円に対する平成19年1月18日から、いずれも各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

控訴理由書は追って提出する。

附属書類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 2通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

- | | | |
|------------|---|--|
| | 控 訴 人 | |
| 〒 112-0012 | 東京都文京区大塚5丁目6番15号 ワイビル2階
大塚市民法律事務所 | |
| | TEL 03-5940-6830
FAX 03-5940-6831 | |
| | 控訴人訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 | |
| 〒 101-0047 | 東京都千代田区内神田3丁目2番3号 神田鎌倉ビル3階
神田綜合法律事務所 | |
| | TEL 03-3256-1978
FAX 03-3256-1987 | |
| | 同 木 川 恵 章 | |
| 〒 100-0014 | 東京都千代田区永田町1丁目11番28号 相互永田町ビル
三宅・山崎法律事務所 | |
| | TEL 03-3580-5931
FAX 03-3580-5400 | |
| | 同 山 崎 順 一 | |
| 〒 160-0004 | 東京都新宿区四谷2丁目14番4号 ミツヤ四谷ビル6階
四谷共同法律事務所 | |
| | TEL 03-3353-7771
FAX 03-3353-7773 | |
| | 同 大 谷 恭 子 | |
| 〒 105-0001 | 東京都港区虎ノ門2丁目6番4号 虎ノ門11森ビル6階
今村嗣夫法律事務所（送達場所） | |
| | TEL 03-3580-6954
FAX 03-3580-6939 | |
| | 同 今 村 憲 | |
| 〒 163-8001 | 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 | |
| | 被 控 訴 人 東 京 都
代 表 者 知 事 石 原 慎太郎
代表者兼処分行政庁 東京都教育委員会
上記委員会代表者委員長 木 村 孟 | |